

日田市食の自立支援事業仕様書

1 目的

本仕様書は、日田市食の自立支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及びこれに基づく委託契約書に定めるもののほか、食の自立支援事業（以下「配食サービス事業」という。）の適正且つ円滑な実施に関し必要な事項について定める。

2 基本事項

- (1) 食事の提供が、高齢者の自立した食生活に対して大きな影響を及ぼすことに鑑み、高齢者の身体的特性に配慮しつつ、受託事業者（以下「事業者」という。）の責任において常に安全・確実に栄養バランスのとれた適切な内容の食事を提供すること。
- (2) 安否が疑われる場合もしくは、利用者の異状を発見した場合には、必要な連絡・通報等の適切な対応を行うこと。
- (3) 提供する食事は副食のみとする。なお、必要に応じ実費負担による治療食等の特別食及び主食の提供は妨げない。
- (4) 日田市が実施する配食サービス事業は、介護保険法第115条の45に規定する地域支援事業のうち同条第1項第1号ハ 第一号生活支援事業として実施するものであるため、事業受託に際しては、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項に定める基準に適合することが要件となること。（別添1）

3 対象地区

日田市全域に配食可能であること。

4 実施日

利用者が利用の決定を受けた日に応じて、1日1食、夕食としての配食に対応できること。なお、実施要綱に定める配食サービスの実施日を除く日については、行わないことができる。ただし、利用者が希望する利用日について可能な限り対応することが望ましい。

5 配送時間

調理後速やかに、原則として午後6時までの間に行うものとする。

6 法令等の遵守

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による、飲食店営業許可などを受けていること。
- (2) 実施要綱及び、食品衛生法、栄養士法、栄養改善法、調理師法等の公衆衛生その他関係法令等を遵守すること。
- (3) 事業実施にあたっては、「民間事業者による在宅配食サービスのガイドラインについて

て（平成8年5月13日老振第46号厚生省老人保健福祉局長通知）」を参考とするとともに、「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日衛食第85号厚生省通知（最終改正：平成25年10月22日食安発1022第10号））別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準じた衛生管理の徹底を図るものとする。

7 実施期間

単価契約に基づく委託により実施するものとし、当該契約に基づく実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

8 委託料

委託料の額は単価契約の金額（消費税及び地方消費税を含む。）に実配食数を乗じた額とし、月単位の実績に応じて翌月末までに支払うものとする。

9 利用者の費用負担

- (1) 利用者の費用負担は、1食につき食材費及び調理に係る経費等の実費相当額として市が決定した金額とする。
- (2) 利用者負担金の徴収は、原則、月単位で行うこと。
- (3) 治療食、減塩食、御飯等通常の配食の献立に付加的な要望があった場合は、追加料金は利用者の負担によるものとする。

10 実施体制

- (1) 事業の受託に際し、下記の役職員等の欠格事由に該当しないこと
 - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続きをしている法人等
 - ② 日田市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人等
 - ③ 法人市町村民税など地方税全般その他公租公課を滞納している者
 - ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ⑤ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
 - ⑥ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体。
 - (ア) 成年被後見人又は被保佐人
 - (イ) 破産者で復権を得ない者
 - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の

規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

（2）従事者の配置

- ① 配食が適切に提供できる職員体制を整備すること。
- ② 専門性の確保、質的向上等配食実施について総合的な指揮・監督を行う管理責任者を配置するとともに、必要に応じ、配食に関する情報管理及び連絡調整を行う業務連絡担当者を定め、日常業務の円滑な運営に努めること。
- ③ 配食の従事者として、栄養士、調理部門責任者、調理師、調理作業員、配食部門責任者及び配食作業員を配置すること。（兼務可）

（3）従事者研修の実施

- ① 従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、個人情報取り扱いに関し必要な措置を講じること。
- ② 管理責任者及び従事者は、高齢者福祉又は食に関する研修会等に参加して、サービスの質の向上に努めなければならない。
※ 研修は、一般市民を対象とした保健福祉に関する講演会（介護保険、医療、健康づくり、認知症の理解、食育等）も可。

（4）従事者の健康管理等

- ① 従事者の疾病の早期発見及び健康状態の把握のため、1年に1回以上定期的に健康診断を実施すること。
- ② 就業前の従事者の清潔保持及び健康状態について点検すること。

11 調理施設

継続した使用が可能な厨房施設を市内又は市周辺に有し、もしくは使用できること。

12 施設設備・器具類等の構造及び管理

建物の構造及び、消毒設備、給排水設備その他、調理に用いる施設設備・器具類等は、食材の調理、加工、運搬等に配慮した適切な構造であること。

13 使用容器

配食に使用する容器は回収型の容器を用いることとし、翌配送日に回収すること。

14 安全・衛生管理

下記の事項について特に留意すること。

- (1) 事業者は、原材料の取り扱い、調理、運搬配達等にあたっては、食中毒事故防止のための衛生管理を適切に行うこと。
- (2) 事業者は、契約期間において1回以上、保健所による立ち入り検査を実施し食品衛生監視票を提出すること。
- (3) 事業者は、従事者に対する検便検査（腸管出血性大腸菌の検査項目を含む。）を1月に1回以上実施し、検査結果を提出すること。
- (4) 事業者は、市が指示した場合は、事業において提供する食事の製品検査（一般細菌数、大腸菌及び黄色ブドウ球菌。）を実施し、検査結果を提出すること。
- (5) 保存食は、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器等に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存するものとする。
- (6) 前項までの検査等の実施に必要な費用は、事業者の負担とする。

15 サービスの実施

下記の事項について特に留意し、マニュアルを定め実施すること。

- (1) 栄養バランスの取れた食事の調理及び居宅への配達
 - ① 栄養バランスの取れた食事の調理
 - (ア) 献立は管理栄養士又は栄養士が作成し、利用者に事前（月の初日の5日前まで）に提示すること。
 - (イ) 献立の作成及び調理にあたっては、高齢者に適した栄養バランスの取れた食事を提供すること。
 - (ウ) きざみ食の大きさ及び主食の減量、質（硬め、軟らかめ）等に係る利用者の個別の要望に可能な限り対応できること。
 - (エ) 治療食について可能な限り対応することとし、提供にあたっては「食事療法用宅配食品等栄養指針（平成21年4月1日食安発第0401001号厚生労働省通知）」を参考とすること。
 - ② 配食
 - (ア) 配食を行う者は身分を証明する証票等を携帯し、利用者又は家族等の請求があったときは、これを提示すること。
 - (イ) 配食にあたっては、適温の維持に留意すること
 - (ウ) 配食にあたっては、届けた食事について早めに食べること、食べ残しは惜しまず廃棄等することを利用者に徹底すること
 - (エ) 実施した配食内容等の実績報告及び報告内容の記録（配食日、利用者の署名・押印）について、委託期間終了後5年間保管すること。

(2) 配食時における利用者の安否確認

- ① 食事は原則手渡しとし、受け渡しの際に声をかけ利用者の安否確認を行うこと
- ② 事前の連絡等がなく配食時に利用者が不在の場合は、食事を持ち帰り電話等により安否確認を行うこと

(3) 配食時における緊急時等の対応及び関係機関への連絡

- ① 配食時において利用者の異状（けが、病気、体調不良、認知症が疑われる言動、犯罪被害の可能性など）を発見した場合は、必要な緊急通報のほか、速やかに関係機関（緊急連絡先、市、アセスメント実施機関）への連絡等、適切な対応をとること
- ② 前項の緊急対応を行った場合は、速やかに市へ状況の連絡を書面により行うこと

(4) その他必要な連絡調整

① 事前調整及び事前訪問

- (ア) 市に対し、市及び利用者等との連絡調整を行う業務連絡担当者の氏名等を報告すること。
- (イ) アセスメント実施機関から依頼があった場合、必要に応じ、利用者に適した食事内容等について事前調整を行うものとする。
- (ウ) 配食サービスの実施に必要な事項を説明するため、事前訪問を行うものとする。
- (エ) 事前訪問は、市から事業者に対し配食サービス開始の依頼があった場合速やかに、利用者宅を訪問して行うものとする。
- (オ) 事前訪問は、利用の詳細（サービス内容、受け渡し場所・方法、配食時間、利用者負担の徴収方法の確認等）について、書面の提示及び口頭により行うものとする。

② 状況報告

- (ア) 利用者の状況等について、必要に応じ家族等及びアセスメント実施機関に対して報告を行い、情報共有を図ること。
- (イ) 利用者の利用中断が概ね3か月を超えたとき又は、超えると見込まれるときは、廃止事由に該当するものとしてアセスメント機関等に連絡すること。

16 その他の事項

(1) 関係規定の遵守

配食サービス事業の実施にあたっては、実施要綱及び仕様書並びに委託契約又は、指示するところに従い、誠実かつ適切に遂行しなければならない。

(2) 市の調査等への応答

事業者は、必要に応じて市が実施する調査等に協力するものとする。

(3) 実績報告

事業者は、配食の月別実績について翌月10日までに報告するとともに、年度終了後1か月以内に、配食サービスの年度実績報告書を提出しなければならない。なお、利用日に利

用しない旨の連絡の漏れによる誤配については、利用者の全額負担とし利用実績に含めないこと。また、市が決定した利用日以外の利用について、その利用に特段の事情がない場合も同様とする。

(4) 契約の解除

契約書の定めに基づく契約の解除は、次のいずれかに該当すると認められた場合に行うものとする。

- ① 契約締結後の事情の変化により、配食を実施する必要がなくなったとき。
- ② 事業者の責めに帰すべき理由により、配食の実施が著しく適正を欠くとき。
- ③ 委託契約、仕様書の内容に著しく違背すると認められたとき。

(5) 損害賠償等

市は、前号に掲げる事由により契約解除した場合は、事業者が生じた損害は賠償しない。

(6) 事故等への対応

事業の実施にあたり、利用者に対する援助等を行う関係機関との必要な連絡体制を確保するとともに、事故等が発生した場合は、次のとおり適切な処置を講じるものとする。

- ① 配食に関して事故が起きた場合、速やかに市に書面により報告するものとする。
- ② 配食に関して発生した事故については、事業者の責任において対処すること。
- ③ その責に帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、事業者の負担でその損害を賠償すること。
- ④ 損害賠償が迅速かつ円滑に行えるように損害賠償保険に必ず加入し、賠償資力の確保に努めること。
- ⑤ 事業者は、事故等の場合における食事の提供体制の確保に努めることとし、他事業者は可能な範囲での相互協力・支援に努めること。

(7) 人権研修の実施

当該業務の従事者が人権問題について正しい認識を有し、業務を遂行するよう、適切な研修や啓発活動を実施すること。

(8) その他

- ① 事業者の都合により配食サービス事業の受託を終了もしくは休止する場合は、その3か月前までに終了し又は休止しようとする理由、年月日、休止する場合にあってはその予定期間、利用者に対する利用調整の措置等必要事項を添え届け出るものとする。
- ② 利用者の就労や申請と異なる生計維持の状況など配食サービス事業利用の要件を欠く行為等を確認した場合は、市担当課へ情報提供を行うこと。
- ③ 本事業の実施に際しては、6-（3）に規定するほか、本仕様書に定めのない事項その他の疑義が生じた場合は、日田市と事業者がその都度協議のうえ実施するものとする。

- ④ 感染症や食中毒、災害等の緊急事態が発生した場合の対応について、あらかじめ定めておき、市が提出を求める場合には、事業者は速やかに市へ提出をすること。

○介護保険法施行規則（抄）

(平成十一年三月三十一日)

(厚生省令第三十六号)

(法第百十五条の四十五第一項の厚生労働省令で定める基準)

第百四十条の六十二の三 法第百十五条の四十五第一項本文の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業（以下「第一号事業」という。）を提供する際には、市町村又は地域包括支援センターが、同号に規定する居宅要支援被保険者等（以下「居宅要支援被保険者等」という。）の意思を最大限に尊重しつつ、当該居宅要支援被保険者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な介護予防支援又は同号ニに規定する第一号介護予防支援事業（以下「第一号介護予防支援事業」という。）による援助を行うこと。
 - 二 市町村が、法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を実施する際には、補助その他の支援を通じて、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。
- 2 法第百十五条の四十五第一項第一号イからニまでの厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 第一号事業に従事する者（次号において「従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。
 - 二 従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置が講じられていること。
 - 三 利用者に対する第一号事業の実施により事故が発生した場合に、次のイからハまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。
 - イ 当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は第一号介護予防支援事業による援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。
 - ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
 - ハ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。
 - 四 第一号事業を実施する者（以下この号及び次号において「実施者」という。）は、当該第一号事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該第一号事業を実施する事業所（実施者が事業所を有しない場合においては、当該第一号事業の主たる実施場所）の所在地を管轄する市町村長に届け出ること。
 - イ 廃止し、又は休止しようとする年月日
 - ロ 廃止し、又は休止しようとする理由
 - ハ 現に第一号事業のサービスを受けている者に対する措置
 - ニ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
 - 五 実施者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該第一号事業のサービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該第一号事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な第一号事業のサービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、第一号介護予防支援事業の実施者、他の実施者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

(平二七厚労令五七・全改)

(法第百十五条の四十七第四項の厚生労働省令で定める基準)

第百四十条の六十九 法第百十五条の四十七第四項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 第百四十条の六十二の三第二項各号に掲げる基準を遵守している者であること。
- 二 第一号介護予防支援事業を実施する場合にあっては、地域包括支援センターの設置者であること。

(平二七厚労令五七・全改)